

会長承認

入会申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 浜松労働基準協会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し、入会の申込を致します。

(代表者職氏名)

事業場名			
所在地			
〒	—	TEL ()	FAX ()
事業内容 (概要)			
パートタイマー等も含め常時働いている人の数 (従業員数)			名

一般社団法人浜松労働基準協会会費規程

第1条 (目的) この会費規程は、定款第9条 (会費) の規定により、会費に関する事項を定めたものである。

第2条 (会費) 会員は下記の基準によって毎年度会費を納入するものとする。

ただし、それぞれの年度の事業場会費年額は4月1日現在の労働者数により算出するものとする。

従業員数	会費年額	従業員数	会費年額
1～9人	2,000円	300～499人	19,000円
10～19人	3,000円	500～799人	25,000円
20～29人	4,000円	800～999人	30,000円
30～49人	5,000円	1,000～1,499人	35,000円
50～99人	8,000円	1,500～1,999人	45,000円
100～199人	11,000円	2,000人以上	55,000円
200～299人	15,000円		

第3条 (会費の事業年度) 会費の有効期限は定款第34条に準じ毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第4条 (納付) 会費は毎年4月に納付するものとする。

ただし、新たに入会する場合は入会申込書と同時に会費を納入するものとする。年度の途中で入会する場合であっても会費年額を納付しなければならないものとする。

第5条 (会費の不返還) 既納の会費はいかなる理由に於いても返還しないものとする。

第6条以下 (略)